

議会基本条例特別委員会（第32回）要点録

- 1 日 時 平成23年11月29日(火)9:30～11:20
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ  
山本俊明（議長）
- 3 欠席委員 森岡聡子
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容  
委員長…議会報告会実施要領案について。  
1条「趣旨」は、意見がないようなので原案のとおりとする。  
（了承）  
委員長…2条「実施時期」について。  
議会報告会の開催時期について意見を。  
D委員…3月定例会後、予算が決まった後がよい。  
F委員…定例会終了後に年2回程度がよい。  
C委員…要望を予算に反映させるため、9月と3月定例会後の年2回。  
B委員…同じ。  
G委員…初めは、3月か9月の定例会後に年1回で行い、状況を見るのがよい。  
A委員…6月定例会後の7、8月であれば、行事も少なく、夜も明るい。  
I委員…会派で話した結果であるが、予算が出た3月定例会後がよい。  
委員長…3月定例会後の意見が多いが、改選年の実施は難しい。6月定例会後が、夜  
に出かけやすく議会の予定も少ない。とりあえず、年1回で始めてもよいのでは  
ないか。再度ご意見を。  
D委員…6月定例会後でもよい。初めは年1回で様子を見て増やしてもよいと思う。  
H委員…同じ。  
C委員…年によって実施できる時期が変わるので、開催月を決めず年1回以上とし、  
年度末に次年度の開催時期を決めてはどうか。ただ、要望を反映しやすいのは決  
算が出た9月定例会後と思う。  
B委員…基本を年2回とし、改選時は1回としては。地区が多いので回数は多い方が  
よい。他市でも頻繁に開催してほしいという意見があるようだ。  
G委員…初めは無理せず年1回から始めてみればよい。6月定例会後が市民の行事も  
少なく、よい。  
I委員…年1回で始める。3月定例会後、または6月定例会後。  
委員長…提案として、「毎年6月定例会後及び必要に応じて開催・・・」としておけば、  
9月や3月定例会後に行うこともできる。  
C委員…その案でよい。  
B委員…3月と6月では3ヶ月しか空いていないのでは。

委員長…6月定例会後なら7、8月の開催となり、議会行事も少なくやりやすい。

I委員…次の改選後から始めると理解すればよいか。

委員長…そう思っている。6月定例会の終了後から準備すれば間に合う。

「毎年6月定例会後及び必要に応じて開催・・・」とする。

(了承)

委員長…3条「開催単位及び会場等」について。

D委員…小さい単位が理想ではあるが、まちづくり協議会の設置が進んでいるので、それに合わせるのがよい。

H委員…地元を考えると小学校区がよいと思うが、全体を考えるとD委員の意見に同じ。

C委員…中学校単位を基本として、人口規模に応じて、まちづくり協議会などの中間的な単位を混ぜてはどうか。

B委員…何班作るかによるので、リンクさせて考えるべき。

G委員…実施しながら状況により変えては。まちづくりの24地区をいくらか統合してはどうか。しかし、島の場合は交通手段がなく簡単に隣の会場に参加できない。

A委員…細かい単位がよいので、まちづくりの単位がよいのでは。

I委員…中学校単位では今井などがいないので、まちづくり協議会単位が一番よい。次善は小学校単位。

委員長…いろいろ意見が出る中で、まちづくり協議会単位もいくらかは統合できる所があるようだ。島については、何年かで一巡するという考え方もある。まちづくり協議会となれば、確かに連絡はとりやすい。中学校単位では広すぎる所もある。開催単位については一旦、保留する。

4条「開催手続及び周知方法」について。

G委員…町内会や自治会のない地区もあるので、「まちづくり協議会」を追加。

C委員…3条2項との整合に留意されたい。

委員長…1項は「議会とまちづくり協議会、地域内町内会、自治会等との共催事業・・・」とし、3条2項と整合するようどちらかにまとめる。

(了承)

委員長…5条「班の編成及び構成」について。

3班なら7人、4班なら5～6人となるが意見は。

C委員…議長も報告会に出るのか。

委員長…A市は議長も出ているようだ。

B委員…A市では、公務で議長が報告会を欠席することもあるので、人数の多い班に議長を含めているようだ。

委員長…事務局は他議会の状況を把握しているか。

事務局…議長が報告会から外れている事例は、広く確認した訳ではありませんが、確認できていません。

A委員…議長はフリーの立場としておき、可能なときに出席すればよいのでは。

D委員…同じ。

H委員…同じ。

I委員…議長にも出席してほしい気持ちはあるが、委員会の決定に従う。

C委員…トップは出なくてよい。一部の会場だけに出てはならない。出るなら全会場に出るべき。

G委員…議長が名を連ねて公務で欠席するよりは、初めから外れておくべき。

委員長…議長は報告会に参加しないこととし、5条1項は「議長以外の議員はいずれかの班に・・・」とする。

(了承)

委員長…班の数は、3班で1班7人、または4班で1班5～6人くらいになると思うが、意見を。

D委員…5班でもよいとは思っていた。

委員長…5班では1班当たり4人になるが。

H委員…開催単位が決まらないと決められないのでは。

委員長…班を決めてから、開催単位を考えたい。

H委員…それならば、4班がよい。

C委員…司会など係を考えると、1班5人は要と思う。事務局も大変になる。

A委員…事務局を頼ってはならない。議員がやるのだということを自覚して人数を検討すべき。

B委員…4班の、1班当たり5人で、何とかなると思う。

G委員…開催地区の数にもよるので、初めは3班でやって状況を見てはどうか。

A委員…班を減らすと、出掛ける回数が増え、日程がとれるかということもある。

I委員…3班で始めて様子を見るのがよい。

委員長…開催単位をまちづくり協議会の24とし、島は4年で一巡してはどうか。

D委員…公平性から全会場を毎年回ったほうがよいのではないか。

G委員…島も笠岡市なので、人口が少なくとも毎年開催してほしい。島を隔年とする根拠がない。

A委員…やるなら、毎年全会場に行くべきと思う。

H委員…同じ。

B委員…人口が少なければ、出向く人数も少なくてよいという訳ではないが、1班を2つに分けて2島同時に開催しては。

G委員…島での参会者が少ないかどうかは、開催してみないと分からない。初めは平等にするべき。

I委員…まずは公平にスタートすべき。

委員長…結論として、全島に行くこととする。まちづくり協議会単位ならば、全ての島を網羅しているが。

D委員…まちづくり協議会単位がよい。

H委員…同じ。

I 委員…同じ。

G 委員…同じ。

A 委員…同じ。

C 委員…決定に任せる。

B 委員…飛島と小飛島のように、他の2島もまとめられないか。

G 委員…それは違う。島の生活圏の状況に合わない。

委員長…まちづくり協議会単位の24地区とする。これに併せて、3条1項を「おおむねまちづくり協議会の区域を単位として・・・」、3条2項を「開催地域のまちづくり協議会、自治会等の・・・」、4条1項を「まちづくり協議会、地域内町内会、自治会等との共催事業とする。」にそれぞれ変更する。

(了承)

事務局…まちづくり協議会が、町内会、自治会を傘下に収める形で組織されるならば、まちづくり協議会のみでよいかも知れません。

C 委員…平成24年度当初に、24全地区で協議会が発足できているとは限らない。

G 委員…同じ。

委員長…24地区なので、4班なら5、5、5、6人で、1班当たり6会場となるが、意見を。

D 委員…4班がよい。

H 委員…同じ。

C 委員…同じ。

B 委員…同じ。

G 委員…同じ。

A 委員…同じ。

I 委員…同じ。

B 委員…5条2項の「所属会派」の部分は不要。議会としての行事なのだから。

C 委員…同じ。

委員長…「、所属会派」の部分は削除する。

(了承)

委員長…6条「報告会」について。

G 委員…開会あいさつは「地元代表者」だけでよい。

委員長…開会あいさつは「地元代表者」だけとする。

(了承)

委員長…7条「説明資料」、8条「記録」、9条「意見等の整理・検討等」について。原案のとおりとする。

(了承)

委員長…10条「主管委員会」について。

全委員…広報公聴委員会がよい。

委員長…広報公聴、議運、そのための特別委員会の3とおりが考えられるが、広報公

聴は各常任正副委員長がおり、バランス的にも一番よく、直接報告会を広報できるメリットがある。広報公聴委員会とする。

(了承)

委員長…11条 その他について。

原案のとおりとする。

(了承)

G委員…「班」の説明が後の条文に出てくるが、これでよいか。

事務局…先に用語が出て、その後に定義が出てくる法令・条例もあるものと考えます。

委員長…島での報告会のため、チャーター船の予算対応は可能か。また、市艇しらさぎの利用は可能か。

事務局…チャーター船の予算対応はします。休日・夜間の市艇運航は不可能な場合があると思います。

委員長…お配りした報告案に今回と次回の内容を加味し、12月13日の本会議で経過報告をしたい。また、協議している報告会実施要領、選出方法等については全員協議会で協議・決定いただくことを予定している。

次は政策討論会に移るが、原案を提示し可能なら次回から協議したい。

事務局…講演の際に廣瀬先生から助言いただいたもので、議会基本条例の第18条に議決事件の追加があります。自治法改正により、市の基本構想について議決が不要となり、このまま条例で定めなければ議会の関与がなくなるというものです。

委員長…先生から、3月定例会までに議決事項を条例化したほうがよいと助言いただいた。持ち帰って検討いただきたい。